

生活福祉資金貸付事業

教育支援資金のご案内

教育支援資金とは、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業のなかで、比較的所得が少ない世帯を対象として、学校教育法に規定する高等学校（専修学校高等課程を含む）、高等専門学校、短期大学（専門職短期大学、専修学校専門課程を含む）、大学（専門職大学を含む）に就学する際に必要な費用に対してお貸しする資金です。教育支援資金には、就学支度費と教育支援費の2種類があります。



○就学支度費

- (資金用途) 入学時に必要な費用
例：入学金、教材費、制服購入代 等
- (貸付限度額) **500,000円以内**
- (貸付利子) 無利子（最終償還期限を過ぎると延滞利子が加算されます。）
- (受付期間) 随時受付（ただし、支払済みの費用については対象外）
- (交付方法) 一括で送金します。
- (償還期間) 卒業後、据置期間（6か月以内）が経過したのち、20年以内。

○教育支援費

- (資金用途) 就学するために必要な費用
例：授業料、施設費、実習費、定期代、家賃 等
- (貸付限度額) 残りの在学期間中、次の金額を上限として貸付けを行います。
- | | |
|--------------|--------------------|
| 高等学校 | 月額35,000円以内 |
| 短期大学及び高等専門学校 | 月額60,000円以内 |
| 大学 | 月額65,000円以内 |
- ※特に必要性が認められた場合には、貸付限度額を1.5倍まで引き上げることができます。（別途、条件があります。）
- (貸付利子) 無利子（最終償還期限を過ぎると延滞利子が加算されます。）
- (受付期間) 随時受付（ただし、支払済みの費用については対象外）
- (交付方法) 半年に1回（毎年3月・9月）、6か月分をまとめて送金します。
- (償還期間) 卒業後、据置期間（6か月以内）が経過したのち、20年以内。

ご相談・お問合せはお住まいの市町村社会福祉協議会へ

和歌山市	073-422-2081	海南市	073-483-6777	橋本市	0736-33-0294
有田市	0737-88-2750	御坊市	0738-22-5490	田辺市	0739-24-8319
新宮市	0735-21-2760	紀の川市	0736-66-1211	岩出市	0736-63-3246
紀美野町	073-489-9962	かつらぎ町	0736-22-4311	九度山町	0736-54-9294
高野町	0736-56-2941	湯浅町	0737-63-5175	広川町	0737-64-0866
有田川町	0737-23-8800	美浜町	0738-23-5393	日高町	0738-63-2751
由良町	0738-65-3500	印南町	0738-42-1433	みなべ町	0739-72-5611
日高川町	0738-22-5424	白浜町	0739-45-2711	上富田町	0739-47-4757
すさみ町	0739-55-4104	那智勝浦町	0735-52-5252	太地町	0735-59-3380
古座川町	0735-72-3719	北山村	0735-49-2090	串本町	0735-62-7060

○教育支援資金をご利用いただける世帯は…

次のすべてに該当する世帯です。

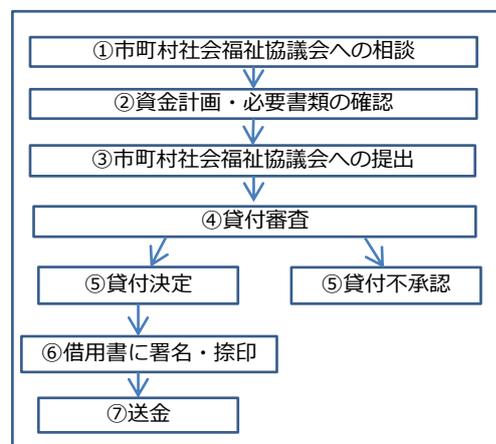
- (1) 和歌山県内に居住されている世帯であること
 - (2) 低所得世帯（和歌山県社会福祉協議会が定める低所得基準による）
 - (3) 高等学校や大学等への進学・在学にあたり、学費等を捻出できず、他から融資を受ける事が困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯（日本学生支援機構第一種奨学金が優先です。）
- ※その他、世帯の状況や家計の状況等を踏まえ総合的に判断し、審査のうえ貸付けを決定します。

○借入申込みにあたって

- (1) 進学・在学する学生本人が借入申込者（借受人）となり、借入申込者の親権者で世帯の生計中心者である者が連帯借受人となる必要があります。生計中心者が債務整理等、連帯借受人となりえない場合は、連帯保証人が必要となります。
- (2) 借入申込者が未成年の場合は、親権者が法定代理人となる必要があります。
- (3) 借入相談・申込みにあたっては、市町村社会福祉協議会担当者より世帯構成や家計収支・負債の状況など詳細な状況について確認します。また、申込時から民生委員・関係機関が支援に関わり、面談により世帯状況等について確認を行います。

○その他留意事項

- (1) 他制度と資金使途が重複する場合の貸付けはできません。ただし、他制度を活用しても資金が不足する場合の併用は可能です。
- (2) 借入申込みから審査・貸付決定までに**1か月程度**、その後、送金を行うまで一定の期間を要します。
また、秋冬の受験シーズンは借入申込みが多く、さらに時間を要する場合がありますので、計画的に相談・申込みを行ってください。**相談時には在学期間中の学費等が把握できる書類をご持参ください。ご卒業までの資金計画をご家族で十分話し合い、計画をたてたうえで、ご相談ください。**
- (3) 借入申込みは進学先が決定（合格発表）する前でも可能です。
ただし、受験手続きが完了し、合格後に必要な費用の算出が出来る状況であることが必要です。また、合格発表前の送金はいりません。
- (4) 計画通りに償還されない場合、最終償還期限が到来した後は、延滞元金に対して年**5.00%**の延滞利子が加算されます。



このご案内は貸付条件のすべてをお伝えするものではありません。

詳細につきましては、お住まいの市町村社会福祉協議会もしくは和歌山県社会福祉協議会にお問合せください。

《お問合せ先》 社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会 総務・資金部 生活資金班
和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 (TEL : 073-435-5223)